

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）の概要

令和 8 年 3 月

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

1. 政令改正の趣旨

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第 12 回締約国会議（令和 7 年 4 月から 5 月にかけて開催）において、「長鎖ペルフルオロアルカン酸とその塩」、「長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質」、「クロルピリホス」及び「中鎖塩素化パラフィン（MCCP）」を廃絶対象物質とすることが決定された。

これを受け、厚生労働省薬事審議会、経済産業省化学物質審議会及び環境省中央環境審議会において審議を行い、これらの物質を新たに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）の第一種特定化学物質*に指定すること等が適当とされたことから、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 202 号。以下「政令」という。）において、第一種特定化学物質に追加指定する等、所要の改正を行う。

※第一種特定化学物質とは、難分解、高蓄積、人への長期毒性又は高次捕食動物への長期毒性のおそれがある物質で、政令で指定されている物質。第一種特定化学物質に指定されると、原則、製造・輸入・使用が禁止されるとともに、政令で指定されている第一種特定化学物質を使用した製品の輸入が禁止される。

2. 改正する政令の概要

(1) 次の化学物質（以下「追加指定物質」という。）を第一種特定化学物質に追加指定する（政令第 1 条第 1 項）。

- ①ペルフルオロアルカン酸（炭素数が九から二十一までのものに限る。）（別名 LC-PFCA。以下「長鎖ペルフルオロアルカン酸」という。）又はその塩
- ②長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質（フッ素原子、塩素原子及び臭素原子以外の原子と直接に結合するペルフルオロアルキル基（炭素数が八から二十までのものに限る。）を有する化合物であつて自然的作用による化学的変化により長鎖ペルフルオロアルカン酸を生成するものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める化学物質（ペルフルオロオクタン酸関連物質を除く。）をいう。）
- ③チオリン酸 $O \cdot O - ジエチル - O -$ （三・五・六ートリクロロー二ーピリジル）（別名クロルピリホス）
- ④ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が十四から十七までのものであつて、塩素の含有量が分子量の四十五パーセント以上のものに限る。）（別名 MCCP）

(2) (1) ②を定める省令の制定又は改正に当たっての審議会等への意見の聴取について定める（政令第 1 条第 2 項）。

(3) 追加指定物質が使用されている製品のうち、輸入禁止とする製品を指定する（政令第7条）。

(4) (1) ①及び②が使用されている製品のうち、技術上の基準適合義務・表示義務を設ける製品を指定する（政令原始附則第4項）。

(5) その他、改正する政令の附則において所要の経過措置規定を設ける（附則第2項及び第3項）。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布日：令和8年5月頃

施行日：令和8年5月頃（2.（5）の一部）

令和8年11月頃（全面施行）

(以上)